

2019 年度（令和元年度）「実践研究事業」教職員実践事例集

# 豊かな人権教育の創造を

一人ひとりの自己実現と人権問題の解決につながる  
「仲間づくり」の推進

## 《 目 次 》

1. はじめに	… P. 1
2. 「仲間づくり」とは	… P. 2
3. 実践事例から	
事例①【尾鷲市立尾鷲小学校の実践】	… P. 4
事例②【鳥羽市立弘道小学校の実践】	… P. 5
事例③【鈴鹿市立河曲小学校の実践】	… P. 6
事例④【四日市市立保々中学校の実践】	… P. 7
事例⑤【県立白子高等学校の実践】	… P. 8
事例⑥【県立特別支援学校西日野にじ学園の実践】	… P. 9
4. おわりに	… P. 10
<b>参考資料</b> 「教育要領」「学習指導要領」前文	… P. 11

# 1. はじめに

新しい教育要領や学習指導要領が、幼稚園及び特別支援学校幼稚部においてはすでに施行され、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においても、2020年度から順次、施行されます。これらには、これまでなかった「前文」が加えられ、そのなかで、これからの学校には一人ひとりの子どもが、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と述べられています。

ここに示されている子どもたちに育みたい力は、これまで私たちが人権教育を通じて子どもたちに育んできた力と重なるものです。

生まれ育った環境や障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが意欲的に学び、夢や希望を実現できるようにしていくためには、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの自尊感情を高め、多様な人と協働しながら、人権が尊重される社会づくりに主体的に参画する力を培う必要があります。そして、その取組は、これまでの同和教育の理念や成果、手法を踏まえ、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた「仲間づくり」を基盤とすることが重要です。

そこで、あらためて「仲間づくり」について考えてみたいと思います。

## 2. 「仲間づくり」とは

### ◆「仲間づくり」の目的

めざすべき「仲間づくり」の取組は、一人ひとりの子どもが抱えさせられている互いの生きづらさを共有し、それぞれの課題をともに克服しようとしたり、生きづらさの背景にある人権問題を解決していこうとしたりする意欲や行動力を身につけることです。

### ◆「仲間づくり」の視点

「仲間づくり」は、こうした目的を達成するために意図的に取り組むものです。そのためには、子どもの学校での表面的な姿だけでなく、家庭での生活やそのなかで感じている不安や悩み、保護者の思いや願い等をつかむことが、その出発点となります。そのうえで、どのようなことを大切に取り組んでいけば良いか、これまでの成果などを踏まえ、ポイントを紹介します。

#### ①子どもの生活背景をつかむこと

すべての教育活動は、子どもの姿、子どもを取り巻く現実から出発することが大切です。気になる言動を見せる子どもがどんなことを考え、どんな思いでいるのか、どんなくらしのなかで生活し、学校に通っているのか、保護者はどんな願いをかけて子育てをしているのか。そうしたことのなかに、その子どもが抱えさせられている課題を解決するための、取組のヒントがあります。子どもの生活背景をつかむためには、家庭訪問等の取組を通じて、くらしや思い・願いなどについて対話できる関係を、子どもや保護者と築くことが必要です。

#### ②弱い立場に立たされている子どもを中心に据えて取り組むこと

「中心に据える」とは、決して集団のリーダーにすることではありません。取り組む教育活動が、子どもの自尊感情や学習意欲を高めたり、自他の人権を尊重し差別をなくそうとする意識を身につけたりすることにつながるものであるかを、その子どもの姿を通じて検証するということです。集団のなかで疎外されていたり、不安を感じながら生活していたりする子どもが学級で安心して過ごせるようにすることは、誰にとっても居心地の良い環境をつくることになります。また、弱い立場にある子どもの側に立ってまわりの子どもや集団を見ることで、他の子どもの課題や集団の課題が見えてきます。

#### ③一人ひとりが生活のなかで感じている不安や悩みを共有し、ともに乗り越えようとする集団をめざすこと

「いいところ」「がんばっていること」を認め合うことは大切です。しかし、それだけではなく、一人ひとりが直面している課題を出し合うことが必要です。家庭や地域での生活、そのなかで抱えさせられている思いを知り合うためには、「聞いてもらえる」

「知ってほしい」と思える集団であることが大切です。こうして知り合った一人ひとりの思いを共感することが、一人ひとりの課題の克服や、その背景にある人権問題の解決に向けて行動しようとする連帯感につながっていきます。

#### ④個別的人権問題についての学習と結びつけて取り組むこと

一人の子どもの生きづらさの背景に人権問題がある場合、その生きづらさは社会の問題であり、他の子どもにとっても共通の課題となります。友だちの思いを聞くなかで、「友だちを不安な思いにさせていたのは、社会の偏見や差別だった」「そのことに無自覚だった自分は、友だちを不安にさせていた」といった気づきが、人権問題の解決を「自分事」として引き寄せていきます。

また、様々な人権問題について学習する際、自分が生活のなかで感じている不安や自分にとって身近な人権問題と重ねて考えを出し合うことによって、マジョリティを「普通」とする価値観やそれへの同調圧力など、それぞれ個別の問題に共通する社会の課題を見出し、自分自身とのつながりを見出すことができます。

「仲間づくり」を基盤に、こうした学びを積み重ねることが、ともに生活や社会をよりよくしようとする意欲や行動力を高めることにつながります。

### ◆「仲間づくり」の手法

これまでの取組において、有効性が確かめられてきたいくつかの手法があります。

#### ①「つづる」「語る」…一人ひとりが自分を見つめる取組

「つづる」とは、過去の出来事を順番に思い出し、事実をありのままに書いていくことです。これを積み重ねることで、生活のなかにある自分自身の課題や不安、悩みを意識化し、これからの生き方や社会のあり様を考えることができるようになります。

自分を見つめることは、つらいことや苦しいことも受けとめ、自分を否定することなく生きていく力を培っていきます。そうした力を身につけた子どもは、友だちの前で「語る」ことができるようにもなっていきます。また「語る」ことは、単に誰かに伝えるだけではなく、自尊感情や将来展望を確かなものにしていくことにもなります。

#### ②「読み合う」「聴き合う」…知り合い、共感し合う取組

朝の会や帰りの会等で日常的に子どもがつづったものを読み合う取組や、人権学習・人権集会等で伝え合う取組が行われてきました。こうした取組によって、子どもは友だちの思いを知ったり、友だちに思いを返したりするなかで自分を深く掘り下げしていきます。また、思いを伝える姿が、他の子どもにも「もっと自分のことを深く見つめたい」「自分もずっと避けていた課題と向き合いたい」という意欲を喚起することもあります。

「読み合う」「聴き合う」取組を進めるにあたっては、教職員が自分自身を語ることを大切にしてきました。教職員が自分の不安や悩み、これまでの経験等を語ることは、子どもたちの「こういうことを話してもいいんだ」「自分のことを聴いてほしい」という安心感につながっていきます。

### 3. 実践事例から

本年度の実践研究は、「仲間づくり」の目的や取組の視点、手法等がこれからの教育に受け継がれるよう、経験豊かな教職員が定期的・継続的に助言を行い、支援する形で進めました。子どもの課題、思いや願いを若い世代の教職員がつかみ、自らの生き方をも見つめ直しながら取り組んだ具体的な実践を紹介します。

#### 事例① 「ぼく、みんなの前で言ったんやで！」

尾鷲市立尾鷲小学校のレポートより

##### 【実践の概要】

「どうせ、ぼくが悪いんやろ！」「みんな、ぼくのせいにするんさ！」という言葉に口にするA。家庭訪問を続け、Aが以前に友だちから言われてつらい思いをした経験を聞いた担任は、それを学級で伝える機会をつくった。自分の気持ちを友だちに伝えられたことがAの自信となり、学級の子どもたちとの良好な関係が少しずつ築かれていった。

##### 実践者のふり返り

Aの不安がどこにあるのか、私も一緒に見つめていきたいと強く思い、Aや両親とのかかわりを深めることを大切にしてきた。「Aのよい所を伸ばしてあげてほしい」と言う母親、「クラスの友だちを大切にしてほしい」と願う父親。母親と父親と私で、Aの様子について話す時間が少しずつ増えていった。Aの不安を聞き取り、その思いを周りの子に伝えられるまでに、かなりの時間を要した。また、周りの子どもたちのAに対する見方を変えるという視点も大切にしてきた。私は今、Aを担当していないが、Aの未来がより良いものになるように、今後も支えていきたい、学校としてAの力になりたいと思っている。

##### 学びの視点

粗暴な言動等により周りの友だちとトラブルになりがち子どもがいます。集団や家庭でのくらしのなかで抱えさせられている様々なストレスが、こうした気になる言動の要因となっている場合があります。また、教職員の指導がストレスの要因となってしまう場合もあります。子どもの表情や言動から、教職員が日常の子どもへのかかわりを見直すとともに、子どもの思いや保護者の願い、家庭での生活等をつかむことが取組の出発点となります。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P.108～P.109  
(報告分科会：人権確立をめざす教育の創造)に掲載されています。

## 事例② 「先生、あのさあ…知っと思うけど…」

鳥羽市立弘道小学校のレポートより

### 【実践の概要】

学級活動で、自分の身体に残る後遺症に葛藤するBの作文を聞いたあと、複雑な家庭環境の中で自分の思いを出せずにいたAは「絶対に言いたくない」と言っていた家族のことや家にいるときの気持ちを担任に話し始めた。その後、家庭訪問を繰り返し、保護者と話し込むなかで、子どもへの愛情や温かいくらしぶりを実感した担任は、一人ひとりの生活課題を把握することの大切さに気づいた。

### 実践者のふり返り

安心して過ごせる学級にしていきたいと思い、互いのくらしやその中にある思いを知り合う授業をしていこうと考えたが、私自身がAやBの思いになかなか入り込めずにいた。先輩教師から「今行かないかんやろ！」と背中を押され、子どもや保護者との話し込みをしていった。話せば話すほど、これまで知ることのできなかった子どもの思いや保護者の願いを知ることができ、見方やかかわり方が変わっていった。子どもや保護者と話したことを思い出しながら、一緒に作文を綴っていった。それらをクラスの中で読み合うことで、子どもたちどうしの見方やかかわり方も変わっていった。授業後に「知ってもらってよかった」「何より気持ちをわかってくれる人がおると、嬉しい」と話す子どもたちの姿を見て、子どもと一緒にくらしを見つめていくことの大切さを学ぶことができた。

### 学びの視点

くらしのなかで気になっていることや不安なこと等を綴った作文を交流する活動は、伝える子どもにとっては、自分の気持ちを整理し直したり友だちや集団での安心感を高めたりすることにつながります。また、周りの子どもにも、伝えてくれた友だちへの信頼感や、自分も「伝えたい」「知ってほしい」という意欲を持たせます。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P.118～P.119  
(報告分科会：人権確立をめざす教育の創造)に掲載されています。

## 事例③ 仲間とともに考える 自分・未来

鈴鹿市立河曲小学校のレポートより

### 【実践の概要】

ブラジル出身のAが、自らのアイデンティティに誇りを持ち、仲間とのつながりのなかで前向きに学校生活を送れるよう、外国につながる子どもが保護者や周りの人と一緒に将来のことについて考える活動や多文化共生の学習に取り組んだ。

また、Aが来日当時に感じていた寂しさや、日本語が分からず「クラスでひとりぼっちな気がする」という思いを周りの子どもたちに気づかせ、協力・参加・体験的な学習を行うことで、Aは友だちとのかかわりを深め、安心感を持つことができた。

### 実践者のふり返り

外国につながる子どもが自らのアイデンティティを確立していくためには、自分のことを見つめる取組と、在籍学級の友だちとのかかわりを築いていく取組の両方が必要だと感じている。アミーゴ教室での活動と並行して、周りの子どもたちの様子も担任や人権部の担当と共有し、学校としてどのような取組が必要か話し合うことを大切にしてきた。卒業後、他県へ引っ越したAから「外国につながる友だちも、日本の友だちもいっぱいできた」という話を聞いた。また、他の卒業生は小学校での多文化共生の学習を通じて「互いに助け合うことが大切だということを感じた」と話してくれた。外国につながる子どもたちが、周りつつながりながら自分や未来について考えていく取組をこれからも実践していきたい。

### 学びの視点

外国につながる子どもに対し、日本語教育の提供と並行して、学級で安心して過ごすことができる友だち関係をつくることが重要です。将来の進路を見据えて日本語指導を行う担当者と学級の担任が連携し、集団のなかでともに活動したり、自分の思いを伝えたりする取組が、子どもが自らのアイデンティティを確立し学力を獲得していくことにつながります。

また、友だちとともに過ごし理解し合うなかで、他の子どもも互いの存在や思いを認め合い、多様な他者を尊重する意識や態度を身につけていきます。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P. 222～P. 223  
(報告分科会：進路・学力保障)に掲載されています。

## 事例④ 「自分のことを語りたい」

四日市市立保々中学校のレポートより

### 【実践の概要】

Aは、自分や自分が暮らす町のことをみんなに伝えたいという気持ちと伝えることによる影響への懸念の間で葛藤する。Aは地域で行う地区学習会で自分の葛藤する思いを伝えたり、部落差別をなくすことについての思いを語り合ったりするなかで、中学校卒業後も地区学習会に集う仲間とともに人権活動を続けていきたいとの思いを持つことができた。

### 実践者のふり返し

(実践者1)

Aだけでなく、地区学習会の中でそこに集う仲間が互いに「自分のことを語る」ことを目標にしてきた。そのなかで、語るができるためには仲間の思いをしっかりと受けとめられる「聴ける仲間」でないとそれが実現できないことに気づかされた。その取組を通して、自分自身の部落問題の捉えや「自分のことを語る」取組への迷いを、もう一度見つめなおすことができた。これからも部落問題の解決を自分の課題と捉え、私も子どもたちも本音で語り合える“あたたかい学習”を子どもたちとともににつくっていきたいと思う。

(実践者2)

Aの「自分のことを語りたい」という思いや、BがAの思いを受けて自分自身を問い、思い悩む姿や二人の思いに寄り添おうとする保護者たちの姿に触れ、「生徒に語らせる前に、自分自身が目をそらしていた問題にしっかりと向き合うこと」の大切さを実感し、行動を始めることができた。そのことを通して、これまで以上に生徒の背景を捉え、しっかりと生徒とのかかわりを持ち、ともに考えを分かち合えるように自分自身が変わることができた。これからも自分自身をふり返ることを忘れず、「語り合える仲間」を子どもたちとともににつくっていきたいと思う。

### 学びの視点

部落問題を解決するための学習を行う際には、差別をなくそうとする意欲やなくすための主体的な行動力を高められるよう、ともに考え、安心して思いが話せる関係をつくることが大切です。そのためには、教職員が子どもや保護者、地域の人々の思いや願いをつかむとともに、部落差別解消に向けて共通理解し、家庭や地域と連携しながら取り組むことが大切です。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P.150～P.151  
(報告分科会：人権確立をめざす教育の創造)に掲載されています。

## 事例⑤ 「自分を語ること」と向き合う中で -生徒たちとの出会いから-

県立白子高等学校のレポートより

### 【実践の概要】

身体的事情から「周りの人より努力しないといけない」という思いを持つA、過去の様々な経験から「自分には何もできない」と思われてきたB。日々の活動を通じて子どもたちの不安や悩みを聞いた実践者は、過去の自分自身の悩みや葛藤をふり返り、中勢地区高校生人権活動交流会等で自身の経験を子どもたちに伝えた。実践者が一人ひとりの子どもに真摯に向き合うことで、子どもたちは自分を見つめ、自分にとっての差別を許さない生き方を考え始めた。

### 実践者のふり返り

生徒たちが抱えさせられている生きづらさは、私たちが生きている社会の課題であり、個人の努力や気の持ち方で解決できるものではありません。個人の責任だと思われてきたAやBが、反差別の活動に取り組むなかで自己解放とよりよい社会への変革を同時に目指していくことの大切さに気づいていった。

生徒たちは、中勢地区高校生人権活動交流会などの自主活動の場で、多くの仲間とつながることができた。私自身にとっても、差別を許さない社会を作る一人として、生徒たちとつながれたことが、今後の人権教育推進に向けて大きな活力となった。

### 学びの視点

教職員が自分自身の不安や葛藤、それを乗り越えてきた経験等を伝えることが、子どもの信頼感を高めます。互いの悩みや葛藤を伝え合ったり、人権問題の解決に向けて話し合ったりするなかで、安心できる良好な関係が築かれ、ともに困難を解決していこうとする意識や自立に向けた意欲を培います。

子どもは、成長する過程で、自分自身の課題と向き合うことへのためらいや人権問題の解決に対する思いに変化が生じ、そのことに葛藤することがあるため、人権について語り合える自主活動の場は重要です。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P.178～P.179  
(報告分科会：自主活動)に掲載されています。

## 事例⑥ <sup>コネクト</sup>「Connect」 ハブにされたからこそ、つながりを求めて

県立特別支援学校西日野にじ学園のレポートより

### 【実践の概要】

自分の進路について考えることや友だちとかかわることに消極的であったAは、小学校に在籍していたときに学級に受け入れられなかった経験や家庭のことで不安に思っていることがあった。実践者は、不登校になったAや他の子どもが仲間や社会とつながる力を身につけることをめざし、学級通信を活用して一人ひとりが自分の気持ちを伝え合う取組を始めた。自分の発信内容への友だちからの意見や反応等に、Aは集団に対する安心感を持ち、再び登校できるようになった。

### 実践者のふり返り

Aを担当して、進路を主体的に切り拓かせたいと考えていたが、結果として私が想定するようなことは実現できなかった。それは私自身がAと向き合うことができていなかったことが原因であった。不登校になり、改めてAと向き合ってみて見えてくるが多かった。学級通信で悩みを打ち明け始めたAにその他の生徒もそれぞれの思いや悩みを打ち明け始めた。こちらが考える「教育課題」が本当に生徒たちにとって「教育課題」なのか、生徒が語る機会を作り、それを真摯に受け止めることの大切さを日々感じ続けた。

いまだにAも含めて担任する生徒たちに何ができるのか、悩み続けている。ただ、その答えを生徒と一緒に考え続けようと思う。

### 学びの視点

施設や制度、文化、偏見等の障壁により就労や日常生活の様々な場面で障がいのある人は不利益を被りやすいという現実をふまえ、特別支援学校においては、子どもたちに人とつながる力や自らの進路を主体的に切り拓くための力を身につけさせるための支援や取組を行うことが重要です。

また、一人ひとりの子どもの教育課題をつかみ、個々の子どもにつけたい力を明確にすることが、中・長期的な取組や、目的に沿った効果的な活動を可能にしていきます。

※レポートは、第71回全国人権・同和教育研究大会報告・資料集P. 186～P. 187  
(報告分科会：進路・学力保障)に掲載されています。

## 4. 終わりに

「仲間づくり」の取組は、すべての教育活動をとおして行うものであり、授業時間や行事に限らず、日常的で継続的な取組です。

子どもたちの集団のなかにある課題は、周りのおとなや社会のなかにも同じように存在します。被差別の当事者は、「語りたくても語れない」「ありのままの自分を出せない」場合が多くあります。語れない・出せない社会に課題意識をもち、そんな社会をつくっている一人である自分を自覚することが差別をなくす第一歩です。すべての学校で差別をなくすことにつながる「仲間づくり」を進めていきましょう。

## 幼稚園教育要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

幼稚園教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに幼稚園教育要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 特別支援学校幼稚部教育要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚部には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚部において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

特別支援学校幼稚部教育要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。特別支援学校幼稚部教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚部における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼児や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、特別支援学校幼稚部教育要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚部に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学部又は小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導をする際に広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校幼稚部教育要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 小学校学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 中学校学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び小学校教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに中学校学習指導要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童又は生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童又は生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童又は生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童又は生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼稚部における教育及び小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育及び高等部における教育又は高等学校教育以降の生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童又は生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 高等学校学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。

## 特別支援学校高等部学習指導要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にししながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。

※太字・下線は、作成者による。